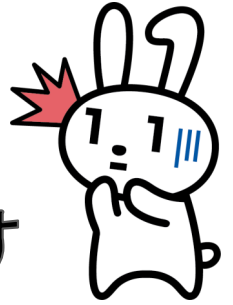


マイナポイントの申込は

9月末で終了します



これ以上の延長はありません

マイナポイントは役場戸籍住民係で申込みます！

ポイント対象者：制度開始当初から令和5年2月末までにカード申請をした方

マイナンバーカードの交付は平成28年1月から始まりました。その頃カードを作った方もポイントの対象です。ポイントの対象となる方でマイナンバーカードを未受領の方が、まだまだいらっしゃいます。月末に近づくとも窓口が混雑しますので、お早めに来庁ください。

- マイナポイントは、現金の給付ではありません。
- 付与されたポイントでお買い物ができます。

これからマイナポイントを申込む方は
ご自身のマイナンバーカードを確認しよう



電子証明書を初めてつける方のみ：手数料200円も必要

電子証明書が失効していると、マイナポイントの申込ができません。保険証としての利用もできないため、電子証明書の発行手続きが必要です。

【電子証明書の発行に必要なもの】

- ・ マイナンバーカード
- ・ カードの暗証番号（数字4ケタと英数字6桁以上の2種類）

《重要》 電子証明書発行後、24時間はポイントと保険証利用の申込みができません。24時間経過後に手続きを承ります。

電子証明書発行手続き ⇒ (24時間経過) ⇒ ポイントの申込

【問】 斜里町役場住民生活課戸籍住民係 26-8313